

介護福祉士の資格取得を目指す方へ！！

介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業

介護福祉士の資格を取得し、高知県内で介護等の業務に従事しようとする方に、実務者研修受講資金を無利子で貸し付けます。

実務者研修を修了した日から1年以内に介護福祉士として登録のうえ、県内で介護や相談援助といった返還免除の対象となる業務に従事した場合（2年（730日）以上かつ従事日数360日以上）には、貸付金の返還免除の申請ができます。

◎貸付けについて

貸付額 20万円以内

【貸付対象となる経費】

実務者研修施設に支払う授業料、実習費、教材費、参考図書・学用品の購入費、交通費、国家試験の受験手数料等。

貸付対象者 次の①から②の全ての条件に該当する方

- ① 原則として高知県内の介護福祉士実務者研修施設に在学し、介護福祉士資格の取得を目指している方
 - ② 次のいずれかに該当する方
 - ア 高知県内に住民登録している
 - イ 高知県内の実務者研修施設に在学し、卒業後に高知県内で働く意思のある方
 - ウ 実務者研修施設の学生となった年度の前年度に高知県内に住民登録をしていた方で、かつ、県外の実務者研修施設通学のために転居し、卒業後は高知県内に戻って働く意思のある方
- ※ 研修修了時まで返還免除対象業務に従事していない場合、返還猶予ができません（返還が必要となる）のでご注意ください。

連帯保証人 次の①から③の要件を満たす連帯保証人が1名以上必要

- ① 成人で、月額13万円以上の所得のある方（所得証明書で確認）
 - ② 日本国籍もしくは特別永住者又は永住者の在留資格を持つ外国籍の方で、原則高知県内に居住している方
 - ③ この貸付事業の借受人又は連帯保証人でない方
- ※ 個人の連帯保証人が見つからない場合には法人保証制度もあります。

◎申請方法

受講申込みから自宅学習を開始した月の月末までに養成施設又は高知県社会福祉協議会に申請書類を提出してください。

申請書類を養成施設に提出

養成施設が取りまとめて高知県社協に提出

高知県社協で貸付審査のうえ、貸付けの可否を通知

※注意

- ・ 「自宅学習を開始した月」は、スクーリングの開始月ではありません。
- ・ 受講修了後の申請は受付できません。

◎申請書類

- 貸付申請書 【第1号様式】
- 身上調書 【第2号様式】
- 推薦状 【第3号様式】 ※ 勤務先で作成を依頼してください
- 住民票（借受人、連帯保証人）
- 所得証明書（連帯保証人のみ）
- 個人情報取扱業務概要説明書
- 実務者研修施設の受講を証明する書類
- その他必要と認められる書類

貸付決定から返還免除までの流れ

貸付決定 貸付金交付	<ul style="list-style-type: none"> ・高知県社協から貸付決定通知とその後提出が必要となる借用証書、振込先口座届、請求書が届く。 ・届いた書類を作成し、印鑑登録証明書、振込口座の確認ができる通帳のコピー（口座名義人、金融機関名、支店名、口座種別、口座番号が確認できるページ）と一緒に高知県社協に提出する。
卒業後	<ul style="list-style-type: none"> ・返還猶予に関する書類を提出する。 ※ 国家試験を受験し、3回以内に合格する。 ※ 国家試験合格後は介護福祉士資格の登録を速やかに行う。
業務従事	<ul style="list-style-type: none"> ・返還免除要件を満たすまでの間、高知県内の対象業務の事業所で従事する。 ・年1回以上、対象業務で従事していることを証する業務従事期間証明書等を提出する。 ※ 住所や従事先の変更等があった場合はその都度速やかに届出が必要です。
返還免除	<ul style="list-style-type: none"> ・返還免除要件（従事期間2年及び従事日数360日以上）を満たしたら返還免除申請書と業務従事期間証明書を提出する。 ・書類審査のうえ返還免除が決定すれば、高知県社協から借用証書を返却する。

※ 介護福祉士国家試験の受験について

返還免除となるためには、研修施設を「卒業した日」から1年以内に介護福祉士の登録を行い、高知県内で介護等の業務に2年間引き続き従事する必要がありますが、介護福祉士国家試験に不合格となった場合でも、受験資格発生後に実施される国家試験に3回以内に合格した場合は、「卒業した日」を「国家試験に合格した日」と読み替えることができます。

また、災害・疾病・負傷等のやむを得ない事由（診断書等が必要です）により受験できなかった場合も同様に読み替えることができます。

ただし、例えば、単に国家試験の受験申込を忘れていた場合等、受験資格があるにも関わらず受験しなかった場合については、やむを得ない事由があるとは認められません。その場合、貸付金の返還が必要となりますので、十分にご注意ください。

返還免除に係る対象業務について

- ① 区域 高知県内
- ② 職種 介護等の業務、相談援助業務
 - ※ 令和6年7月3日社援発0703第1号厚生労働省社会・援護局長通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種

返還について

次のいずれかに該当する場合、貸付金を返還していただきます。

- ① 退学や修学の継続が見込めなくなった場合など、貸付金の貸付契約が解除されたとき。
- ② 当該養成施設等を卒業した日から1年以内に介護福祉士登録簿に登録せず、又は県内の対象業務に従事しなかったとき。
- ③ 県内の対象業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

お問い合わせ

社会福祉法人高知県社会福祉協議会 **福祉資金課**
 〒780-8567 高知市朝倉戊375-1 県立ふくし交流プラザ内
 TEL 088-844-4600 (平日 8:30 ~ 17:15)

【HP】 <https://www.kochiken-shakyo.or.jp/>
 募集要項や申請書類はこちらから →

